



島根県報

令和2年3月31日(火)

号外第36号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【教委規則】

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	(教育庁総務課)	2
市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	(〃)	2
島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則	(〃)	3
任用期間の定のある職員の任免権を委任する規則を廃止する規則	(〃)	7
島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則	(〃)	7
教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則	(〃)	8
市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則を廃止する規則	(〃)	8
島根県立学校教育職員の評価に関する規則の一部を改正する規則	(学 校 企 画 課)	8
島根県市町村立学校教職員の評価に関する規則の一部を改正する規則	(〃)	8
教員免許更新制に関する規則の一部を改正する規則	(〃)	9
県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理に関する規則	(〃)	12
就学奨励費取扱規則の一部を改正する規則	(特別支援教育課)	12

教 育 委 員 会 規 則

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

島根県教育委員会規則第 3 号

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員及び職員の職の設置に関する規則（昭和31年島根県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表中「文化財保護主任」を「文化財保護主任
主席学芸員」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

島根県教育委員会規則第 4 号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第26条の 3 第 1 項の表中「2 人以上の教頭を置く学校及び」を削る。

附則に次の 1 項を加える。

（条例の適用を異にする異動に関する特例）

- 13 令和 2 年 4 月 1 日以降に行われる条例第12条第 1 項に規定する昇給に係る第14条の教育委員会規則で定める期間に関する規定の適用については、職員の給与に関する条例別表第 1 から別表第 5 までに掲げる給料表の適用を受ける職員又は同条例第 3 条第 3 項に定める専門的教育職員が引き続き教職員となった場合において、当該異動を行わない職員との均衡上必要があると認められるときは、当分の間、第16条第 2 項第 1 号中「昇給日前 1 年間」とあるのは、「昇給日前 1 年間又は教育委員会が定める日から昇給日前日までの期間」とする。

別表第 9 の 4 中「同 大庭小学校」を削り、「出雲市立今市小学校」を「出雲市立今市小学校
同 大津小学校」に、「同 西

野小学校」を「同 西野小学校」に改め、「同 東出雲中学校」を削り、「同 第三中学校」を「同
同 中部小学校」に改める。

第三中学校 同 第三中学校
河南中学校」を「益田市立益田中学校」を「益田市立益田中学校
同 隠岐の島町立西郷中学校」に改める。

別表第 9 の 5 中「同 竹矢小学校」を「同 竹矢小学校」に改め、「同 来待小学校」を削り、「同
同 大庭小学校」

社日小学校」を「同 社日小学校」に改め、
同 荒島小学校」

「出雲市立大津小学校」を「出雲市立長浜小学校」に改め、
同 長浜小学校」を「同 高浜小学校」に改め、
同 高浜小学校」を「同 神西小学校」に改める。

本則に次の1章を加える。

第5章 補則

(適用除外)

第50条 第5条、第9条の2第4項、第9条の3第3項、第10条、第10条の3第3項、第15条、第24条、第25条及び第47条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

2 第5条、第15条、第24条及び第25条の規定は、臨時的任用職員（法第22条の3第1項その他の法令の規定により常時勤務に服することを要する地方公務員の代替として臨時的に任用された職員をいう。）には適用しない。

(特例)

第51条 会計年度任用職員に対するこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条	職員の休日及び休暇に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第4号。以下「休暇規則」という。）	会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年島根県人事委員会規則第6号。以下「会計年度勤務時間等規則」という。）第9条において準用する職員の休日及び休暇に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第4号。以下「休暇規則」という。）
第9条第1号	休日休暇条例第6条	会計年度勤務時間等規則第6条第2項第12号
	地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年島根県条例第35号）
第9条第2号	休日休暇条例第7条	会計年度勤務時間等規則第6条第2項第13号
第9条第3号	休日休暇条例第10条	会計年度勤務時間等規則第6条第2項第1号
第9条第4号	休日休暇条例第10条	会計年度勤務時間等規則第6条第2項第2号
第9条第5号	休暇規則第3条の表第14号の2	会計年度勤務時間等規則第6条第2項第5号
第9条の2第1項	休暇規則第4条第3項	会計年度勤務時間等規則第6条第2項第6号の規定によりその例によることとされる休暇規則第4条第3項
	休日休暇条例第12条第1項に規定する介護休暇	会計年度勤務時間等規則第6条第2項第6号の規定による休暇
第9条の2第2項	休暇規則第4条第5項	会計年度勤務時間等規則第6条第2項第6号の規定によりその例によることとされる休暇規則第4条第5項
第9条の3第1項	休日休暇条例第12条の2第1項に規定する介護時間	会計年度勤務時間等規則第6条第2項第7号の規定による休暇

様式第4号を次のように改める。

様式第 4 号 (第10条の 2 関係)

育児休業承認請求書		年 月 日
島根県教育委員会教育長 様		
請求者 所 属		
職 名		
氏 名		Ⓜ
下記のとおり育児休業の承認を請求します。		
1 請 求 に 係 る 子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	
2 請 求 内 容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認	
	※再度の育児休業、非常勤職員の 1 歳 6 か月までの子の育児休業又は非常勤職員の 2 歳までの子の育児休業が必要な事情を記入 []	
3 請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
	※再度任用があった場合における再度任用後の請求期間 年 月 日から 年 月 日まで	
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
5 配 偶 者	氏 名	
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備 考		

注 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類を添付すること（再度の育児休業の請求の場合は不要）。

2 「2 請求内容」欄の「非常勤職員の 1 歳 6 か月までの子の育児休業」とは、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年島根県条例第 9 号。以下「条例」という。）第 2 条の 2 の 2 第 3 号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、「非常勤職員の 2 歳までの子の育児休業」とは、条例第 2 条の 2 の 3 の規定に該当してする育児休業をいう（5 において同じ。）。

3 子の出生前に請求する場合には、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。

4 非常勤職員のうち、再度の任用があった場合に、現任期の末日を超えて育児休業をしようとする者は、「3 請求期間」欄の上段に現任期における請求期間を記載し、同欄の下段に再度任用があった場合における再度任用後の請求期間を記入すること。

5 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が 1 歳 2 か月までの子の育児休業（条例第 2 条の 2 の 2 第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。）、1 歳 6 か月までの子の育児休業又は 2 歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。

6 「6 備考」欄には、①請求に係る子以外に 3 歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から 57 日間に、職員（当該期間内に産後休暇（職員の休日及び休暇に関する条例第 10 条第 2 号若しくは県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例第 10 条第 2 号又は会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する

規則第6条第2項第2号に掲げる場合における休暇をいう。)により勤務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、②請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、③請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入する。

7 該当する口にはレ印を記入すること。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

任用期間の定のある職員の任免権を委任する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

島根県教育委員会規則第6号

任用期間の定のある職員の任免権を委任する規則を廃止する規則

任用期間の定のある職員の任免権を委任する規則（昭和37年島根県教育委員会規則第8号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

島根県教育委員会規則第7号

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等組織規則（昭和43年島根県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

「第6節の2 美術館（第27条—第28条の2）

目次中 第6節の3 八雲立つ風土記の丘（第28条の3・第28条の4） を

第6節の4 古墳の丘古曾志公園（第28条の5・第28条の6）」

「第6節の2 八雲立つ風土記の丘（第27条・第28条）

に改める。

第6節の3 古墳の丘古曾志公園（第28条の2・第28条の3）」

第4条第1項の表を次のように改める。

職	職 務
副教育長	教育長を補佐し、所属の職員を指揮監督する。
教育監	上司の命を受け、教育の専門的事項に関する重要な事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
教育次長	上司の命を受け、所属の職員を指揮監督する。

第7条の表教育施設課の項第6号中「及び社会体育施設」を削り、同表学校企画課の項第10号中「、」を「並びに」に改め、「並びに幼稚園の幼児の就園奨励補助」を削り、同表特別支援教育課の項第7号中「児童」を「幼児、児童」に改め、同表社会教育課の項中第10号を削り、同項第11号中「移住・定住対策」を「地域を担う人づくり」に改め、同号を同項第10号とし、同項中第12号を第11号とする。

第14条の5第1項第6号を削る。

第15条中「博物館
美術館」を「博物館」に改める。

第4章第6節の2を削る。

第4章第6節の3中第28条の3を第27条とし、第28条の4を第28条とする。

第4章第6節の3を同章第6節の2とする。

第4章第6節の4中第28条の5を第28条の2とし、第28条の6を第28条の3とする。

第4章第6節の4を同章第6節の3とする。

第31条第1項の表島根県文化財保護審議会の項中「第105条第2項」を「第190条第3項」に改め、同表島根県立美術館協議会の項を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

島根県教育委員会規則第8号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和59年島根県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第6号ただし書を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

島根県教育委員会規則第9号

市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則を廃止する規則

市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成27年島根県教育委員会規則第17号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

島根県立学校教育職員の評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

島根県教育委員会規則第10号

島根県立学校教育職員の評価に関する規則の一部を改正する規則

島根県立学校教育職員の評価に関する規則（平成18年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
第8条中「次に掲げる」を「教育長が必要であると認める」に改め、同条各号を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

島根県市町村立学校教職員の評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

島根県教育委員会規則第11号

島根県市町村立学校教職員の評価に関する規則の一部を改正する規則

島根県市町村立学校教職員の評価に関する規則（平成18年島根県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第8条中「次に掲げる」を「県教育長又は市町村教育長が必要であると認める」に改め、同条各号を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

教員免許更新制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

島根県教育委員会規則第12号

教員免許更新制に関する規則の一部を改正する規則

教員免許更新制に関する規則（平成21年島根県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号、第4条第1号及び第6号第1号中「教育長」の次に「、副教育長」を加える。

第9条第1項第2号を次のように改める。

(2) 施行規則第61条の10の普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新又は延長に関する証明書の交付を受けている者
にあつては、当該証明書

第9条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 免許状の写し又は免許状授与証明書（前号の証明書に記載された免許状に係るものを除く。）

第9条第2項第2号中「前項第2号」の次に「及び第3号」を加える。

第10条第2号中「前条第1項第2号」の次に「及び第3号」を加える。

第11条第1号イを次のように改める。

イ 改正省令附則第15条の規定による更新講習修了確認に関する証明書、改正省令附則第15条の規定による改正法附則第2条第3項第3号に規定する確認に関する証明書、改正省令附則第15条の規定による改正法附則第2条第4項に規定する修了確認期限の延期に関する証明書又は改正省令附則第15条の規定による改正法附則第2条第5項括弧書に規定する認定に関する証明書の交付を受けている者にあつては、当該証明書

第11条第1号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 免許状の写し又は免許状授与証明書（イの証明書に記載された免許状に係るものを除く。）

第11条第2号イ中「前号イ及びウ」を「前号イからエまで」に改め、同条第3号イ中「第1号イ」を「第1号イ及びウ」に改め、同条第4号イ中「第1号イ」を「第1号イ及びウ」に改め、同号ウ中「第5条」を「第8条」に改める。

様式第1号中

- 「1 免許状の写し、授与権者が発行する免許状授与証明書又は教育職員免許状更新証明書（有効期間の延長されている場合は延長証明書）のいずれかを添付してください。 を
- 2 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ項目で裏面に記入してください。
- 3 記載内容に誤りがあった場合、更新されないことがあります。」
- 「1 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ項目で裏面に記入してください。 に、
- 2 記載内容に誤りがあった場合、更新されないことがあります。」

「 教・養・栄 を  に、
」

- 「注 1 開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書を添付してください。
- 2 「対象免許種」欄には、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭）免許状に対応する講習の場合は「教」を、養護教諭免許状に対応する講習の場合は「養」を、栄養教諭免許状に対応する講習の場合は「栄」を○印で囲んでください（複数ある場合は該当するものすべてを○印で囲んでください。）」

を

- 「注 「対象免許種」欄には、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭）免許状に対応する講習の場合は「教」を、養護教諭免許状に対応する講習の場合は「養」を、栄養教諭免許状に対応する講習の に場合は「栄」を○印で囲んでください（複数ある場合は該当するもの全てを○印で囲んでください。）」

改める。

様式第2号中

- 「1 免許状の写し、授与権者が発行する免許状授与証明書又は教育職員免許状更新証明書（有効期間の延長されている場合は延長証明書）のいずれかを添付してください。 を
- 2 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ項目で裏面に記入してください。 」
- 3 記載内容に誤りがあった場合、更新されないことがあります。 」
- 「1 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ項目で裏面に記入してください。 に改める。
- 2 記載内容に誤りがあった場合、更新されないことがあります。 」

様式第3号中

- 「1 免許状の写し、授与権者が発行する免許状授与証明書又は教育職員免許状更新証明書（有効期間の延長されている場合は延長証明書）のいずれかを添付してください。 を
- 2 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ項目で裏面に記入してください。 」
- 3 記載内容に誤りがあった場合、延長されないことがあります。 」
- 「1 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ項目で裏面に記入してください。 に改める。
- 2 記載内容に誤りがあった場合、延長されないことがあります。 」

様式第4号中

- 「1 免許状の写し、授与権者が発行する免許状授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書（修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書、前回免除されている場合は免許状更新講習免除証明書）のいずれかを添付してください。 を
- 2 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ項目で裏面に記入してください。 」
- 3 記載内容に誤りがあった場合、更新されないことがあります。 」
- 「1 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ項目で裏面に記入してください。 に、
- 2 記載内容に誤りがあった場合、更新されないことがあります。 」

「

教・養・栄

 を

--

 に、

- 「注 1 開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書を添付してください。
- 2 「対象免許種」欄には、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭）免許状に対応する講習の場合は「教」を、養護教諭免許状に対応する講習の場合は「養」を、栄養教諭免許状に対応する講習の場合は「栄」を○印で囲んでください（複数ある場合は該当するものすべてを○印で囲んでください。）」

を

「注 「対象免許種」欄には、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭）免許状に対応する講習の場合は「教」を、養護教諭免許状に対応する講習の場合は「養」を、栄養教諭免許状に対応する講習の場合は「栄」を○印で囲んでください（複数ある場合は該当するもの全てを○印で囲んでください。）。」
改める。

様式第 5 号中

- 「1 免許状の写し、授与権者が発行する免許状授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第 2 条第 3 項第 3 号の確認証明書（修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書、前回免除されている場合は免許状更新講習免除証明書）のいずれかを添付してください。」
- 2 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ項目で裏面に記入してください。
- 3 記載内容に誤りがあった場合、更新されないことがあります。」
- 「1 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ項目で裏面に記入してください。」
- 2 記載内容に誤りがあった場合、更新されないことがあります。」

「

教・養・栄

 を

--

 に、」

「注 開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書を添付してください。」を

「注 「対象免許種」欄には、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭）免許状に対応する講習の場合は「教」を、養護教諭免許状に対応する講習の場合は「養」を、栄養教諭免許状に対応する講習の場合は「栄」を○印で囲んでください（複数ある場合は該当するもの全てを○印で囲んでください。）。」
改める。

様式第 6 号中「修了確認期間： 年 月 日」を「修了確認期限： 年 月 日」
に、

- 「1 免許状の写し、授与権者が発行する免許状授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第 2 条第 3 項第 3 号の確認証明書（修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書、前回免除されている場合は免許状更新講習免除証明書）のいずれかを添付してください。」
- 2 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ項目で裏面に記入してください。
- 3 記載内容に誤りがあった場合、延期されないことがあります。」
- 「1 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ項目で裏面に記入してください。」
- 2 記載内容に誤りがあった場合、延期されないことがあります。」

職員免許法施行規則第61条の 5」を「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第 7 条」に、「延長」を「延期」に改める。

様式第 7 号中

- 「1 免許状の写し、授与権者が発行する免許状授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第 2 条第 3 項第 3 号の確認証明書（修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書、前回免除されている場合は免許状更新講習免除証明書）のいずれかを添付してください。」
- 2 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ項目で裏面に記入してください。
- 3 記載内容に誤りがあった場合、免除されないことがあります。」
- 「1 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ項目で裏面に記入してください。」
- 2 記載内容に誤りがあった場合、免除されないことがあります。」

職員免許法施行規則第61条の5」を「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第10条」に、「延長」を「免除」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理に関する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

島根県教育委員会規則第13号

県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年島根県条例第42号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(時間外在校等時間の上限)

第2条 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条の指針に規定する在校等時間（教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間をいう。）をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（条例第5条第1項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間（以下「時間外在校等時間」という。）を次に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1箇月について45時間
- (2) 1年間について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行う必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、時間外在校等時間を次に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1箇月について100時間未満
- (2) 1年間について720時間
- (3) 1年のうち1箇月における時間外在校等時間が45時間を超える月数について6箇月
- (4) 連続する2箇月、3箇月、4箇月、5箇月及び6箇月のそれぞれの期間において時間外在校等時間の1箇月当たりの平均時間について80時間

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、教育職員の業務の量の適切な管理を図るために必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

就学奨励費取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

島根県教育委員会規則第14号

就学奨励費取扱規則の一部を改正する規則

就学奨励費取扱規則（平成30年島根県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「（様式第2号又はこれに準ずるもの）」を削る。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号 削除**附 則**

この規則は、令和2年4月1日から施行する。